

**世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」
来訪者調査分析及び活用案作成業務委託仕様書**

1 業務の名称

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析及び活用案作成業務

2 委託期間

委託契約日から令和3年2月27日（金）

3 業務内容

以下に掲げる業務全体の調整や管理、運営を行うとともに、発注者との調整、準備・実施等のスケジュール調整、実施のための全体的な調整、管理を行う。

(1) 調査の実施

多面的な意見を取り入れ、活用案を作成するために、令和元年度調査対象となっていなかった、外国人、他県事例（現地）、周辺住民に対する調査を実施する。

(ア) 外国人意識調査

- ・対象：日本の観光または地域振興について学んでいる外国人留学生12人
（内訳）以下の地域の出身者を入れ、地域バランスをとること。
アジア3カ国（中国、台湾、韓国）、欧米豪の出身者
- ・実施時期：8～9月頃
- ・調査方法：外国人留学生が調査員となり、「富岡製糸場と絹産業遺産群」及びその周辺の現地視察を行う。調査員となった外国人留学生に対しては、視察前後でのヒアリングを実施し、調査結果の取りまとめを行う。
- ・調査内容：来訪前の「富岡製糸場と絹産業遺産群」に対する外国人の意識（期待度等）と、来訪後の意識（感想、課題、改善点等）
- ・その他：人選については、発注者と調整の上、実施すること。

(イ) 現地調査（視察・ヒアリング）

- ・対象：国内世界遺産（石見銀山：同じ産業関連遺産として）
他県の絹産業遺産（八王子市、横浜市、岡谷市、諏訪市、鶴岡市等から2カ所程度）
※対象については、前年度の文献調査結果を踏まえて決定する。
- ・実施時期：8～9月頃
- ・調査内容：先進事例・参考事例の現地視察と関係者へのヒアリング（世界遺産としての工夫や課題、富岡製糸場と絹産業遺産群やその他絹産業遺産群との連携についての考え等）を実施し、調査結果の取りまとめを行う。

(ウ) 住民アンケート調査及び集計分析

- ・対象：構成資産保有市町の住民
(各市町への配分は構成資産周辺の人口比率を鑑みて、県市町と協議の上決定)
- ・実施時期：7月頃
- ・調査方法：郵送調査等
- ・調査内容：世界遺産になったことや構成資産に観光客が来ることについての意見・感想、現状に対する満足度、課題、要望等について調査を実施し、その結果の集計及び分析を行う。
- ・その他：アンケート結果を500人程度確保できるよう工夫すること。

(2) 会議の実施

令和元年度実施の調査結果及び上記(1)より得られた調査結果を基に、関係自治体、有識者等を集め、今後の施策の方向性について意見を聴取し、検討を行う。

(ア) 市町および有識者による検討会議(3回)

- ・参加者：構成資産保有市町の行政職員(課長級)、有識者(3名)、事務局(群馬県、受託者)
- ・実施時期：第1回…7月頃、第2回…9月頃、第3回…1月頃
- ・会議内容：第1回…今年度取組内容、活用の方向性の確認→意見聴取
第2回…活用案(素案)の提示→意見聴取
第3回…活用案の報告→意見聴取
- ・謝金及び旅費の支払い
有識者(3名×3回)への謝金及び旅費の支払い、所得税等源泉徴収業務の一切を行う。謝金は一人当たり14,000円を上限とする。旅費は群馬県当初予算標準単価表に準ずる。

(イ) ワーキンググループ会議(2回)

- ・参加者：構成資産保有市町の行政職員(実務担当者)、地元団体(商工会議所、シルクカントリーぐんま連絡協議会構成員等)、専門家(2名)、事務局等
- ・実施時期：第1回…8月頃、第2回…10月頃
会議内容：第1回…活用案作成に向けた検討(各構成資産の適正来訪者数の検討等)
第2回…活用案作成に向けた検討(インバウンド対応、県民意見等の反映)、R3年度モデル事業の具体的検討
- ・謝金及び旅費の支払い
専門家(2名×2回)への謝金及び旅費の支払い、所得税等源泉徴収業務の一切を行う。謝金は一人当たり14,000円を上限とする。旅費は群馬県当初予算標準

準単価表に準ずる。

(3) 群馬県世界遺産専門委員会への出席

- ・回数：2回程度
- ・会議内容：群馬県が開催する世界遺産専門委員会に出席し、委員から意見を聴取する。
- ・実施時期：第1回…8月頃、第2回…1月頃
- ・会議内容：第1回…活用の方向性を提示→意見聴取
第2回…活用案の報告→意見聴取

(4) 県民意見の募集

- ・対象：一般県民
- ・実施時期：8～9月頃
- ・募集方法：任意
- ・募集内容：世界遺産の活用についての意見や考え、具体的な提案などについて、広く意見を募集する。

(5) 活用計画基礎資料（活用案）の作成

- ・検討会議での意見やワーキンググループ会議での検討結果、令和元年度来訪者調査分析事業の結果も含む各種調査結果等をもとに、世界遺産活用計画策定の基となる基礎資料（活用案）を作成する。
- ・活用案には各構成資産の適正来訪者数についても記載する。

4 その他

- ・本業務における製作物に関するすべての著作権は発注者に帰属する。（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）
- ・仕様書に記載の無い事項については、発注者と委託業者の協議により決定する。

5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。